

令和5年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル審査要領

令和5年度ものづくり総合技術展開催等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 事業目的への理解と提案への反映</u>	<u>(10点)</u>
<u>(2) 企画内容</u>	<u>(70点)</u>
<u>(3) 実施体制</u>	<u>(10点)</u>
<u>(4) 見積</u>	<u>(10点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和5年5月31日(水)午前10時(予定)

高知ちばさんセンター2F (高知市布師田3992-2)

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1社30分とします。
- ②各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

- 附則 1 この要領は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年5月31日にその効力を失う。

別紙

審査基準

審査項目		配点	審査の視点
事業目的への理解 と提案への反映		10	事業目的を理解し、目的に沿った提案となっているか。
企画 内容	設営・レイ アウト	20	技術展開催にあたり課題であるマンネリ化対策や有益となる独自の視点や機能的な会場レイアウトとなっているか。
			デモンストレーションコーナーは、安全に配慮しながら展示品の内容を分かり易く、かつ来場者の興味を引くような展示小間の設計がされているか。
			展示小間は、出展者の主目的(展示・商談)を効果的に行うことができ、使い易い仕様や装飾となっているか。
	誘導関連	15	来場者輸送手段や来場者駐車場の確保及び誘導など、来場者の増加につながる提案となっているか。
			来場者が大ホール以外の展示場所に万遍なく回遊する仕掛けが提案されているか。
	出展・イベ ント内容	15	「ものづくり地産地消」や「地産外商」の機運を高める工夫が盛り込まれ、成果につながる提案となっているか。
未就学児童や小学生等がものづくりに対する関心を深めるためのイベントが提案されているか。			
危機管理	10	防火、事故防止対策等安全に配慮されているか。また、雨天時や突発的なトラブル時の対策等危機管理について配慮されているか。	
		新型コロナウイルス感染症対策について、ガイドラインに沿った対策が講じられているか。	
その他	10	技術展開催告知及びPRは効率的かつ効果的に行うための工夫がされているか。	
実施体制		10	責任者の位置づけが明確であり、関係機関と連携して主体的に作業が行える人員・体制が確保されているか。また、十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか。 それぞれの業務について役割が明確に記載され、担当者数及び兼務関係が明記されているか。
見積		10	効果的な事業執行を円滑に行える経費となっているか。